

高等教育の修学支援制度に基づく授業料等の減免等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月17日法律第8号、以下「法」という。）及び関連政省令等の規定に基づき実施される群馬県立県民健康科学大学の授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免等の取扱いについて必要な事項を定める。

(減免の対象及び認定のための選考)

第2条 授業料等の減免は、学部の学生（聴講生、特別聴講学生、研究生及び科目等履修生を除く。）に対して行うものとし、対象者の認定のための選考は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第9条及び第10条の規定により行う。

(減免の額)

第3条 授業料等減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項各号の規定により、別表第1のとおりとする。

(減免等の申請手続等)

第4条 授業料等の減免を受けようとする者は、施行規則第11条第1項に基づき、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて、別に指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

2 授業料等の減免を別の大学等から継続して受けようとする者は、転学・編入学等に伴う授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（別記様式第1号）を別に指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

3 授業料等の減免を前の学期から継続して受けている者で、独立行政法人日本学生支援機構給付型奨学金（以下「給付型奨学金」という。）を受給しない者が、在学中に継続して減免を受けようとするときは、授業料等減免の対象者の支給継続に当たっての要件等確認書（別記様式第2-1号）を別に指定する期日までに提出しなければならない。

4 高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領（令和6年3月文部科学省要領）第8節に基づく家計が急変した学生等への支援に係る授業料等の減免を受けている者で、給付型奨学金を受給しない者が、在学中に継続して減免を受けようとするときは、家計急変の事由が生じた者に関する現況届（別記様式第2-2号）を3か月ごとに提出しなければならない。

(減免等の可否の認定)

第5条 学長は、前条の申請があった場合には、施行規則第11条第3項の規定により、選考を行い、減免等の可否を認定する。

2 学長は、前項の認定をしたときは、施行規則第11条第5項から第7項の規定により、授業料等減免認定結果通知書（別記様式第3-1号から3-3②号までのいずれか）により、本人に

通知する。

(授業料等の徴収猶予等)

第6条 学長は、第4条の申請を行った者のうち、授業料等が未納となっている者に対し、前条第2項の通知が行われるまでの間、徴収猶予を行う。

2 学長は、前条第2項の通知により、既に納付した授業料等との差額が生じている者に対して、速やかに授業料等の返還を行う。

(授業料等減免対象者の学業成績の判定)

第7条 学長は、施行規則第12条の規定により、授業料等減免対象者の学業成績の判定を行うものとする。

2 学長は、前項の学業成績の判定で施行規則別表第2に定める警告の区分に該当する場合には、適格認定における学業成績の判定結果通知(別記様式第4-1号)を本人に通知する。なお、同表のいずれにも該当しない場合は、適格認定における学業成績の判定結果通知(別記様式第4-2号)を本人に通知する。

(授業料等減免対象者等の収入額等の判定)

第8条 学長は、施行規則第13条の規定により、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る収入額・資産額等の判定を行うものとする。

2 学長は、施行規則第14条の規定により、前項の収入額・資産額等の判定で対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、適格認定における収入額・資産額等の判定結果通知(別記様式第4-3号又は4-4号)を本人に通知するものとする。

(減免等の認定の取消し)

第9条 学長は、授業料等減免対象者が施行規則第15条第1項各号に該当する場合には、減免等の認定を取り消す。

2 学長は、前項の取消しをした場合には、授業料等減免の認定取消通知書(別記様式第5号)により、本人に通知するとともに、期日を指定して当該減免等の取消しに係る授業料等の全額を徴収する。

(減免等の認定の効力の停止)

第10条 学長は、授業料等減免対象者が施行規則第18条第1項各号に該当する場合には、減免等の認定の効力を停止する。

2 学長は、前項の効力の停止を決定した場合には、授業料等減免の認定の効力の停止に関する通知(別記様式第6号)により、本人に通知するとともに、期日を指定して当該減免等の効力の停止に係る授業料等を徴収する。

(減免等の自発的な支援停止)

第 11 条 授業料等の減免の対象となった者は、前条に該当しない場合でも申し出(別記様式第 9-1 号)により、授業料等減免の停止をすることができる。

2 前項の停止を解除する場合には、別に定める期日までに減免の停止の解除申請書(別記様式第 9-2 号)を学長に提出しなければならない。

(減免等の申請事由の変更)

第 12 条 授業料等の減免の対象となった者は、次の各号に該当する事由の変更があった場合には、変更事由が生じた後、速やかに届け出るものとする。

(1) 国籍・在留資格等の変更 対象者の国籍・在留資格等の変更届(別記様式第 7 号)

(2) 生計維持者の変更 生計維持者の変更届(別記様式第 8 号)

(協議)

第 13 条 学長は、この要領の取扱いにより難しい事態が生じたときは、理事長に協議する。

(事務)

第 14 条 この要領の事務は、学生図書係で処理する。

(委任)

第 15 条 この要領に定めのない事項は、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理要領によるものとする

2 上記に定めるもののほか、減免等の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 3 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に入学金を納付した令和 2 年度入学予定者に対しても入学金の減免を行うものとし、既に納付した入学金の取り扱いに関しては、第 6 条第 2 項による。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

		第 I 区分	第 II 区分	第 III 区分	第 IV 区分
授業料減免額 (年額)		535,800 円	357,200 円	178,600 円	134,000 円
入学料減免額	県外者	282,000 円	188,000 円	94,000 円	70,500 円
	県内者	141,000 円	94,000 円	47,000 円	35,300 円

注 表中の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「第 I 区分」 施行令第 2 条第 1 項第 1 号に該当 (全額免除)
- (2) 「第 II 区分」 施行令第 2 条第 1 項第 2 号に該当する者 (2 / 3 免除)
- (3) 「第 III 区分」 施行令第 2 条第 1 項第 3 号に該当する者 (1 / 3 免除)
- (4) 「第 IV 区分」 施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該当する者 (1 / 4 免除)